

医 薬 第 1 0 5 2 号  
令和3年（2021年）7月30日

札幌市・小樽市・旭川市・市立函館保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局長

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

このことについて、厚生労働省医政局長から別紙のとおり通知がありましたので、貴管内の郡市医師会及び歯科医師会、各医療機関（歯科診療所を除く。）に対し、周知をお願いします。

なお、別記団体に対しては、担当課から通知しておりますので申し添えます。

また、本通知については、担当課のホームページに掲載しております。

#### 記

○医務薬務課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.html>

連絡先 医務薬務課企画調整係  
主査（養成施設）  
TEL 011-231-4111（内線25-350）

## 別記

一般社団法人北海道医師会 会長  
一般社団法人北海道歯科医師会 会長  
一般社団法人北海道臨床衛生検査技師会 会長  
一般社団法人北海道放射線技師会 会長  
公益社団法人北海道臨床工学技士会 会長  
特定非営利活動法人北海道病院協会 理事長  
国立大学法人北海道大学 学長  
学校法人北海道科学大学 学長  
学校法人日本医療大学 学長  
学校法人美専学園北海道医薬専門学校 校長  
学校法人西野学園札幌医学技術福祉歯科専門学校 校長  
学校法人吉田学園吉田学園医療歯科専門学校 校長  
学校法人緑蔭会北海道医学技術専門学校 校長  
学校法人滋慶学園札幌看護医療専門学校 校長